



第3期沖縄県手話推進計画

(令和6年度～令和8年度)



令和6年3月
沖縄県

【表紙】

沖縄県手話の普及推進委託事業制作
沖縄県「手で話そう運動」イラスト

はじめに

沖縄県では、手話が確保されるべき意思疎通手段の一つとしての言語であるとし、
つかりと認識し、手話を使い生活を営むろう者とう者以外の者が互いに理解し合
える地域社会を構築するため、平成 28 年 4 月に「沖縄県手話言語条例」を施行しま
した。

県は、同条例に基づき、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図
るため、令和 3 年度から令和 5 年度を計画期間とする「第 2 期沖縄県手話推進計
画」を策定し、手話の普及、ろう者等への理解促進に取り組んでまいりました。

この間、国においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改
正による事業者の合理的配慮提供の義務化、「障害者による情報の取得及び利用並び
に意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の施行など、共生社会の実現に資する
様々な障害者施策の見直し等が進められております。

また、令和 6 年度から令和 8 年度を計画期間とする「第 3 期沖縄県手話推進計
画」におきましては、これまでの取組に加え、合理的配慮の普及・啓発、ICT 技
術を活用した情報提供の推進、災害時等における適切な情報伝達体制の整備促進等
を図ることとしております。

計画の策定に当たり、沖縄県手話施策推進協議会をはじめとして、関係者の皆様
方、また、アンケート調査や、パブリックコメントを通じて、様々な立場の方から
貴重な御意見をいただきました。御協力をいただきました皆様に、深く感謝を申し
上げます。

今後とも、ろう者及び手話の関係者並びに県民の皆様の御理解と御協力をお願い
いたします。

令和 6 年 3 月

沖縄県知事 玉城 康裕

目 次

第1章 総論.....	1
1 計画策定の趣旨・背景.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 計画の期間.....	2
第2章 本県の手話を取り巻く現状.....	3
1 聴覚障害者の数.....	3
2 本県における聴覚障害のある在籍幼児・児童・生徒数.....	3
3 手話通訳者の数.....	4
4 手話を使い生活を営むろう者の数等.....	5
第3章 計画の基本的な考え方.....	14
1 基本理念.....	14
2 施策推進の基本方針.....	14
第4章 施策展開.....	15
1 手話や聴覚障害者等に対する理解促進.....	15
2 手話を使用しやすい環境づくり.....	18
第5章 数値目標.....	24
第6章 各施策の取組工程.....	25
第7章 資料編.....	27
1 沖縄県手話言語条例.....	27
2 沖縄県手話施策推進協議会規則.....	30
3 沖縄県手話施策推進協議会委員名簿.....	31
4 手話推進計画策定の経過.....	32
5 用語解説.....	33

第1章 総論

1 計画策定の趣旨・背景

沖縄県では、平成 25 年 10 月、沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（平成 25 年沖縄県条例第 64 号）を制定、平成 26 年 4 月 1 日に施行し、障害のある人もない人も全ての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会の実現を推進してきました。

さらに、平成 28 年 3 月、沖縄県手話言語条例（平成 28 年沖縄県条例第 19 号。以下「条例」という。）を制定し、同年 4 月 1 日に施行しました。

この条例では、「ろう者とうろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し、手話が意思疎通を行うために必要な言語であるとの認識の下に、手話の普及を図るものとする」という基本理念のもと、県は、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「手話推進計画」という。）を策定し、これを実施しなければならないと規定しています。

本県における手話の普及に関する施策を推進するため、平成 30 年 3 月に手話推進計画（計画期間：平成 30 年度～令和 2 年度）、令和 3 年 3 月に第 2 期手話推進計画（計画期間：令和 3 年度～令和 5 年度）を策定しました。当該計画に基づき、手話の普及に関する取組を通して、手話や聴覚障害者等に対する理解促進を図り、手話通訳者の養成や資質向上等、手話を使用しやすい環境づくりに取り組んでまいりました。

令和 4 年 5 月には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（令和 4 年法律第 50 号。通称「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」）が制定され、障害者による情報アクセシビリティの向上や円滑な意思疎通による共生社会の実現について、国をあげた施策が進められているところです。

引き続き、ろう者とうろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現を目指し、第 3 期手話推進計画を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、条例第 7 条の規定に基づき、「手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る」ために必要な基本的方針等について定めるものです。

この計画は、県にとっては、手話の普及に関する基本的な方針を示すものであり、市町村に対しては、手話の普及に関する施策の指針となり、県民、ろう者及び手話の関係団体、学校等に対しては、その自主的な活動、行動を誘引する役割を期待するものです。

本計画の推進にあたっては、「沖縄県 SDGs 推進方針」を踏まえ、誰一人取り残さない（leave no one behind）という理念のもと、SDGs を推進します。

3 計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、条例第8条の規定により、計画期間中であっても、手話を取り巻く環境に著しい変化が生じた場合には、計画の内容を見直します。

第2章 本県の手話を取り巻く現状

1 聴覚障害者の数

身体障害者手帳の交付を受けた方は、令和5年3月31日現在で68,146人、そのうち聴覚・平衡機能障害により手帳の交付を受けた方は、8,271人です。

沖縄県の人口は、令和5年3月1日現在で約146万9千人であり、およそ1,000人のうち約5.6人が聴覚・平衡機能による身体障害者手帳の交付を受けていることになります。

<過去3年間の推移>

年度	R2年度			R3年度			R4年度		
	交付数			交付数			交付数		
	(人口)	増減数	増減率	(人口)	増減数	増減率	(人口)	増減数	増減率
身体障害者手帳交付数(3月31日現在)	54,082	-	-	54,337	255	0.5%	68,146	13,809	25.4%
聴覚・平衡機能障害	6,659	-	-	6,751	92	1.4%	8,271	1,520	22.5%
沖縄県人口(3月1日現在)	(1,460,652)	-	-	(1,468,780)	8,128	0.6%	(1,468,804)	24	0.0%

(出典：福祉行政報告例（厚生労働省）、沖縄県推計人口（沖縄県企画部統計課）)

2 本県における聴覚障害のある在籍幼児・児童・生徒数

(1) 沖縄ろう学校

沖縄ろう学校は、県内で唯一、聴覚障害のある児童等を主に対象とした特別支援学校であり、聴覚障害教育の拠点として、豊かな表現力、コミュニケーション能力の育成に取り組んでいます。

<過去3年間の推移>

区分	R2年度	R3年度	R4年度
在籍幼児・児童・生徒数	34人	35人	33人

(出典：学校要覧（沖縄県立沖縄ろう学校）)

(2) 難聴特別支援学級

小中学校においては、聴覚障害のある児童等を対象とした難聴特別支援学級において障害の状態に応じて、豊かな表現力、コミュニケーション能力の育成に取り組んでいます。

<過去3年間の推移>

区分	R2年度	R3年度	R4年度
小学校難聴特別支援学級	36人	31人	36人
中学校難聴特別支援学級	13人	13人	12人

(出典：学校基本調査（文部科学省）)

3 手話通訳者の数

県は、聴覚障害者等の意思疎通を支援するため、専門性の高い意思疎通支援者（手話通訳者、要約筆記者等）を養成しています。

県の手話通訳者養成研修を修了し、手話通訳者全国統一試験に合格された方は、県または市町村に手話通訳者として登録され、地域で手話通訳の活動を行うことができます。

<過去3年間の推移>

区分	R2年度	R3年度	R4年度
沖縄県手話通訳者登録者数	95人	97人	102人

(出典：沖縄県障害福祉課業務資料)

4 手話を使い生活を営むろう者の数等

本計画の策定に当たり、県内全市町村を通じて「手話を使い生活を営むろう者の生活状況等に関するアンケート調査」を実施したところ、手話を使い生活を営むろう者は 425 名となっています。

調査結果の概要は次のとおりです。

■調査の対象

市町村で把握している手話を使い生活を営む聴覚障害者の人数 425 人

※ 調査対象者については、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日の期間に手話通訳者派遣事業を利用した聴覚障害者、その他の事業を通じて市町村が把握している手話を使い生活を営む聴覚障害者を抽出

■調査基準日

令和 5 年 3 月 31 日

■調査期間

令和 5 年 9 月 25 日～令和 5 年 10 月 20 日

■調査方法

- ・ 調査票の設計にあたっては、沖縄聴覚障害者情報センター、一般社団法人沖縄県聴覚障害者協会の協力を得て作成
- ・ 調査票の発送は、各市町村を通じて調査対象者世帯へアンケート調査票を郵送配布・回収
- ・ 調査票は原則として本人が記入（調査の趣旨等を本人が希望するコミュニケーション方法で説明できるよう、調査相談窓口を沖縄聴覚障害者情報センターに設置するとともに、各市町村設置手話通訳者へ通訳等の協力を依頼）

■回収結果

対象者	配布数	回収数	回収率
県内に居住する手話を使い生活を営むろう者	425 票	162 票	38.1%

(1) 手話を使い生活を営むろう者の年齢、性別、聴覚障害等級、居住地域等の内訳

表1 手話を使い生活を営むろう者の数等（年齢階級と性別のクロス）

	総数	男性	女性
総数	425 (100.0%)	208 (100.0%)	217 (100.0%)
10歳未満	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
10歳以上20歳未満	3 (0.7%)	0 (0.0%)	3 (1.4%)
20歳以上30歳未満	20 (4.7%)	7 (3.4%)	13 (6.0%)
30歳以上40歳未満	15 (3.5%)	9 (4.3%)	6 (2.8%)
40歳以上50歳未満	32 (7.5%)	10 (4.8%)	22 (10.1%)
50歳以上60歳未満	184 (43.3%)	88 (42.3%)	96 (44.2%)
60歳以上70歳未満	106 (24.9%)	55 (26.4%)	51 (23.5%)
70歳以上80歳未満	50 (11.8%)	31 (14.9%)	19 (8.8%)
80歳以上	15 (3.5%)	8 (3.8%)	7 (3.2%)

（出典：手話を使い生活を営むろう者の生活状況等に関するアンケート調査資料）

表2 手話を使い生活を営むろう者の数等（年齢階級と聴覚障害等級のクロス）

	総数	聴覚2級	聴覚3級	聴覚4級	聴覚6級	不詳
総数	425 (100.0%)	384 (90.4%)	8 (1.9%)	1 (0.2%)	2 (0.5%)	30 (7.1%)
10歳未満	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
10歳以上20歳未満	3 (100.0%)	2 (66.7%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
20歳以上30歳未満	20 (100.0%)	16 (80.0%)	3 (15.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)
30歳以上40歳未満	15 (100.0%)	13 (86.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (6.7%)	1 (6.7%)
40歳以上50歳未満	32 (100.0%)	32 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
50歳以上60歳未満	184 (100.0%)	169 (91.8%)	2 (1.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	13 (7.1%)
60歳以上70歳未満	106 (100.0%)	95 (89.6%)	3 (2.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (7.5%)
70歳以上80歳未満	50 (100.0%)	43 (86.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (14.0%)
80歳以上	15 (100.0%)	14 (93.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (6.7%)

（出典：手話を使い生活を営むろう者の生活状況等に関するアンケート調査資料）

表3 手話を使い生活を営むろう者の数等
（圏域ごとの性別、年齢階層（3分類）のクロス）

							(参考)			手帳交付者数に対するろう者の数の割合
	総数	男性	女性	年少口 (15歳未満)	生産年齢口 (15歳以上65歳未満)	老年口 (65歳以上)	身体障害者手帳交付者数 (聴覚・平衡機能障害)			
							合計	18歳未満	18歳以上	
総数	425 (100.0%)	207 (100.0%)	218 (100.0%)	1 (100.0%)	297 (100.0%)	127 (100.0%)	8,271 (100.0%)	140 (100.0%)	8,131 (100.0%)	5.14%
北部圏域	24 (5.6%)	14 (6.8%)	10 (4.6%)	0 (0.0%)	9 (3.0%)	15 (11.8%)	580 (7.0%)	8 (5.7%)	572 (7.0%)	4.14%
中部圏域	155 (36.5%)	73 (35.3%)	82 (37.6%)	1 (100.0%)	99 (33.3%)	55 (43.3%)	2,941 (35.6%)	60 (42.9%)	2,881 (35.4%)	5.27%
南部圏域	190 (44.7%)	89 (43.0%)	101 (46.3%)	0 (0.0%)	142 (47.8%)	48 (37.8%)	3,656 (44.2%)	60 (42.9%)	3,596 (44.2%)	5.20%
宮古圏域	35 (8.2%)	18 (8.7%)	17 (7.8%)	0 (0.0%)	28 (9.4%)	7 (5.5%)	554 (6.7%)	8 (5.7%)	546 (6.7%)	6.32%
八重山圏域	21 (4.9%)	13 (6.3%)	8 (3.7%)	0 (0.0%)	19 (6.4%)	2 (1.6%)	540 (6.5%)	4 (2.9%)	536 (6.6%)	3.89%

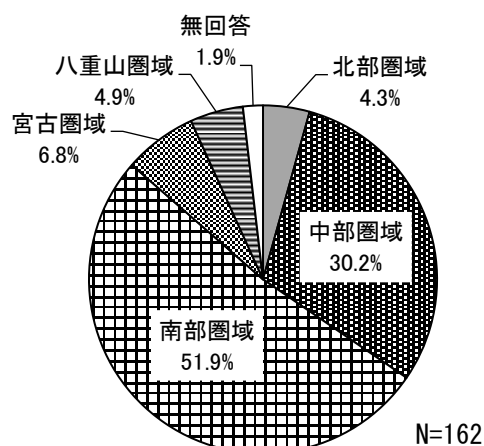
（出典：手話を使い生活を営むろう者の生活状況等に関するアンケート調査資料）

（出典：令和4年度 福祉行政報告例（厚労省））

(2) 手話を使い生活を営むろう者の生活状況等に関するアンケート調査の設問に対する回答

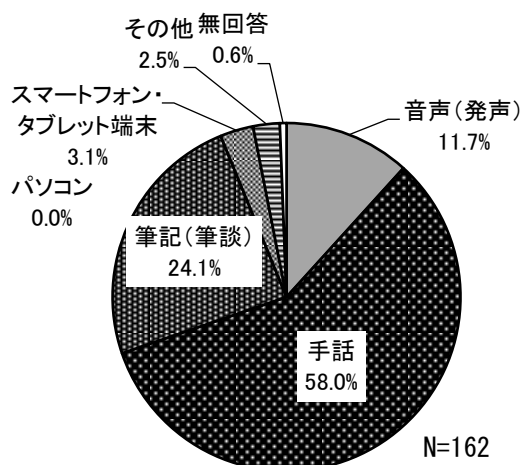
ア 対象者の居住市町村

- 対象者の居住市町村は、圏域別では「南部圏域」が 51.9%で最も多く、「中部圏域」が 30.2%、「宮古圏域」が 6.8%、「八重山圏域」が 4.9%、「北部圏域」が 4.3%となっている。

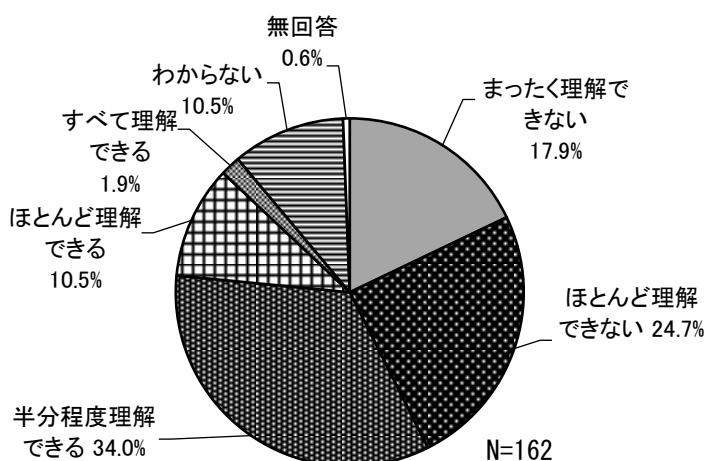


イ コミュニケーションの状況

- 最もスムーズにコミュニケーションできる方法は、「手話」が 58.0%で最も多く、次いで「筆記(筆談)」が 24.1%、「音声(発声)」が 11.7%などとなっている。

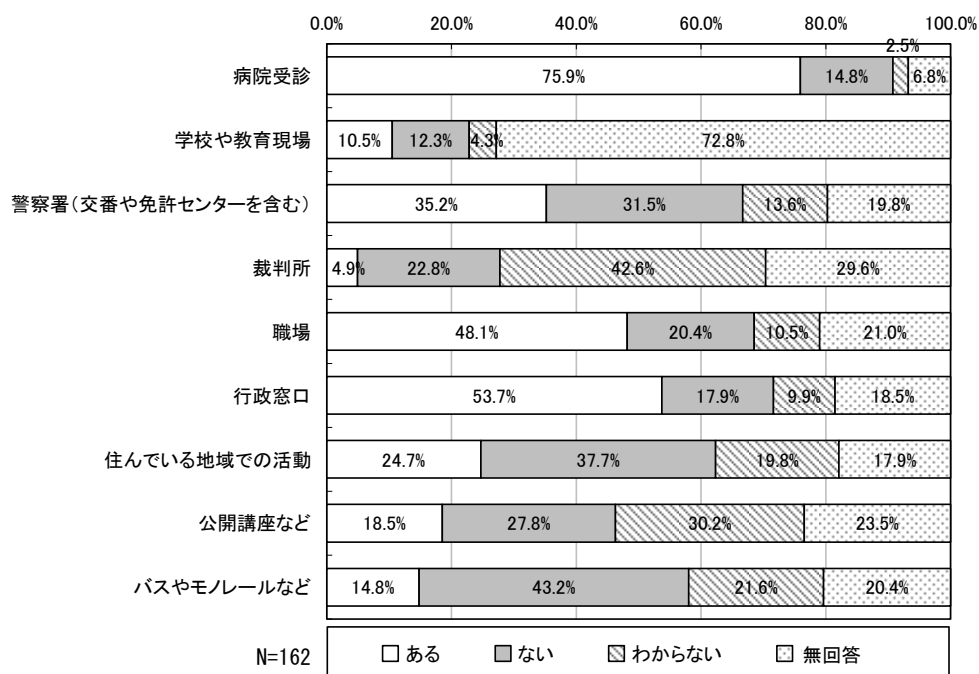


- 健常者の言いたいことの理解の程度については、「半分程度理解できる」が 34.0%で最も多く、次いで「ほとんど理解できない」が 24.7%、「まったく理解できない」が 17.9%などとなっている。



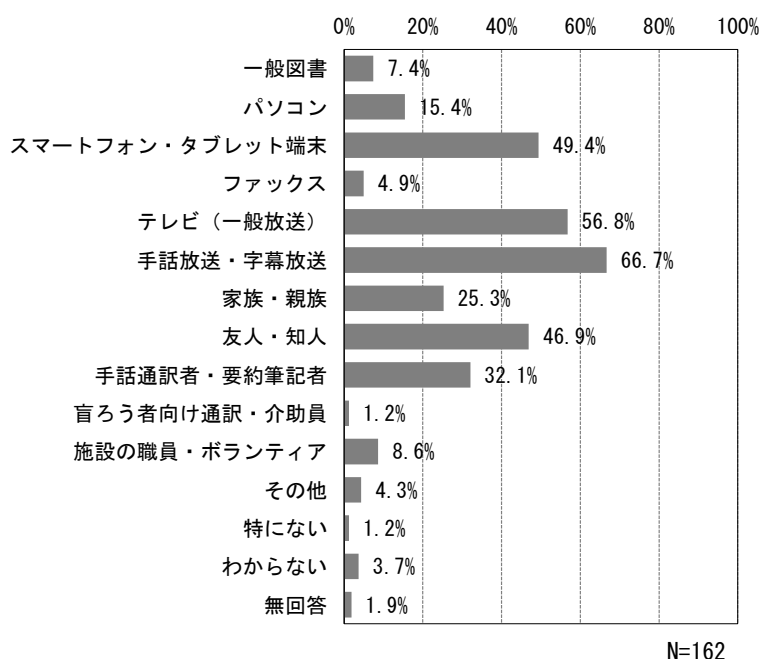
ウ ろう者への配慮に関する状況

- ・場面ごとの配慮の有無について、「ある」が多かった場所としては、「病院受診」、「行政窓口」、「職場」などとなっている。
- ・「ない」が多かった場所としては、「バスやモノレールなど」、「住んでいる地域での活動」、「警察署(交番や免許センターを含む)」などとなっている。

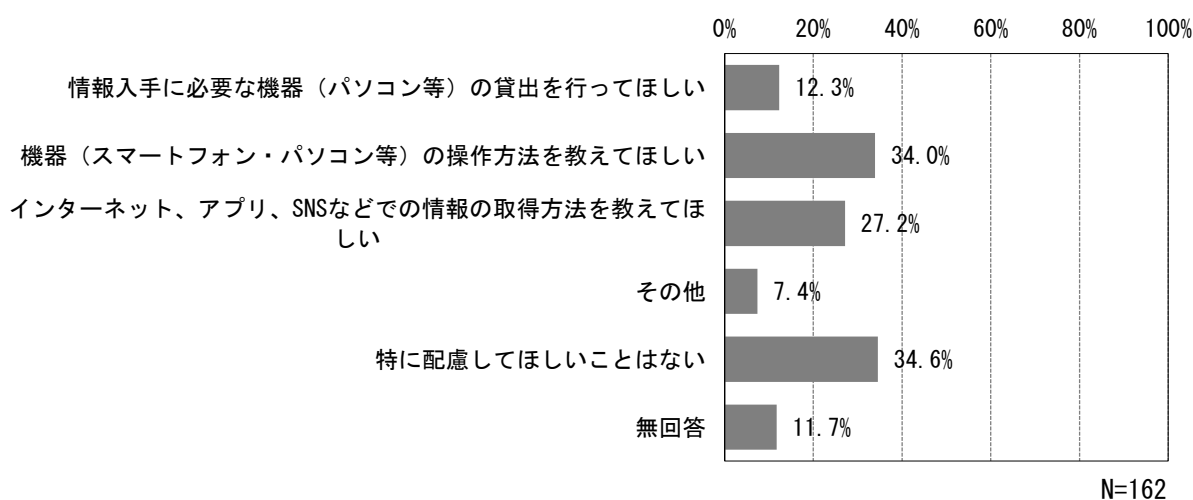


エ 情報入手に関する状況

- ・ 情報入手手段としては、「手話放送・字幕放送」が 66.7%で最も多く、次いで「テレビ(一般放送)」が 56.8%、「スマートフォン・タブレット端末」が 49.4%、「友人・知人」が 46.9%などとなっている。

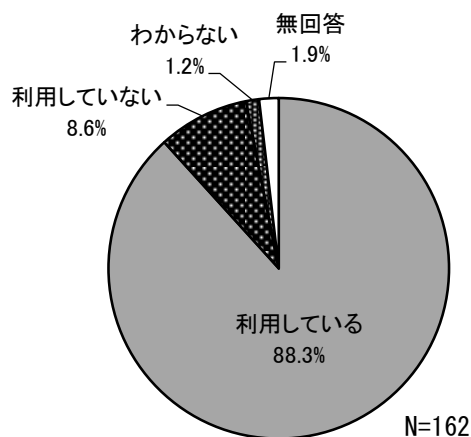


- ・ 情報入手の上で配慮してほしいこととしては、「特に配慮してほしいことはない」が 34.6%、「機器(スマートフォン・パソコン等)の操作方法を教えてください」が 34.0%、「インターネット、アプリ、SNS などでの情報の取得方法を教えてください」が 27.2%などとなっている。

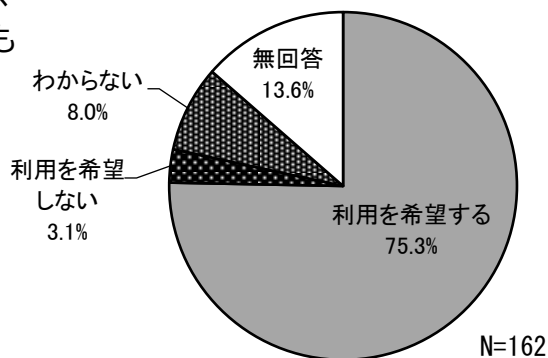


オ 手話通訳者派遣等の福祉サービスに関する状況

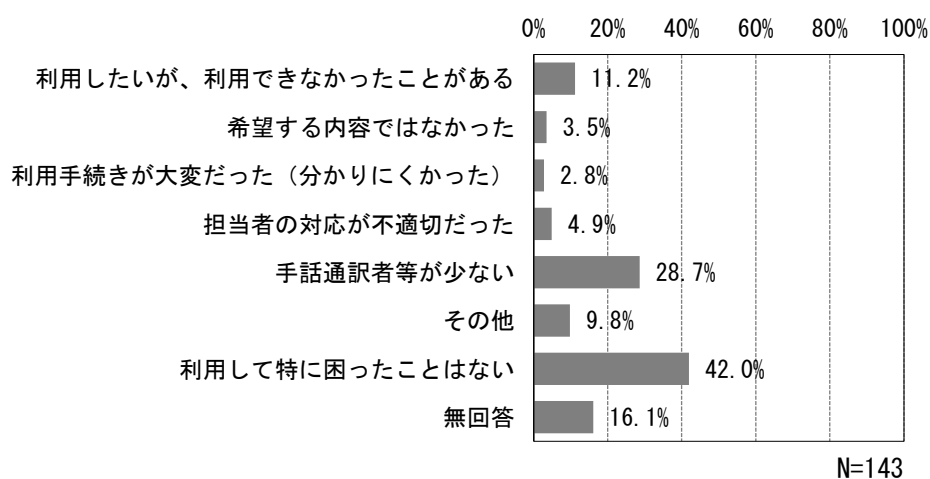
- ・手話通訳者派遣等のサービスの利用状況としては、「利用している」が88.3%、「利用していない」が8.6%となっている。



- ・今後のサービスの利用希望としては、「利用を希望する」が75.3%で最も多い。



- ・サービス利用での困りごととしては、「利用して特に困ったことはない」が42.0%で最も多く、次いで「手話通訳者等が少ない」が28.7%などとなっている。



カ 災害時対応・感染症予防に関する状況

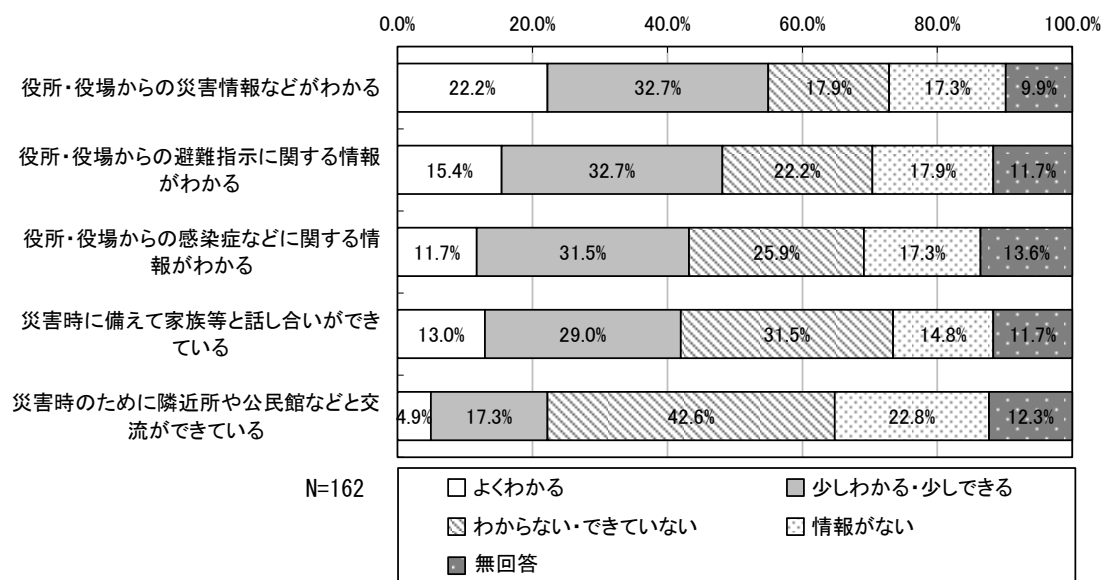
○災害時等の情報の理解度としては、「役所・役場からの災害情報などがわかる」については、「少しわかる・少しできる」が 32.7%、「よくわかる」が 22.2%となっている。

○「役所・役場からの避難指示に関する情報がわかる」については、「少しわかる・少しできる」が 32.7%、「わからない・できていない」が 22.2%となっている。

○「役所・役場からの感染症などに関する情報がわかる」については、「少しわかる・少しできる」が 31.5%、「わからない・できていない」が 25.9%となっている。

○「災害時に備えて家族等と話し合いができている」については、「少しわかる・少しできる」が 29.0%、「わからない・できていない」が 31.5%となっている。

○「災害時のために隣近所や公民館などと交流ができている」については、「分からない・できていない」が 42.6%、「少しわかる・少しできる」が 17.3%となっている。



キ 手話施策に関する状況

- ・「第2期沖縄県手話推進計画」における15施策について、各施策の満足度と優先度を以下の4段階で得点をつけ、散布図で表現するポートフォリオ分析を行った。

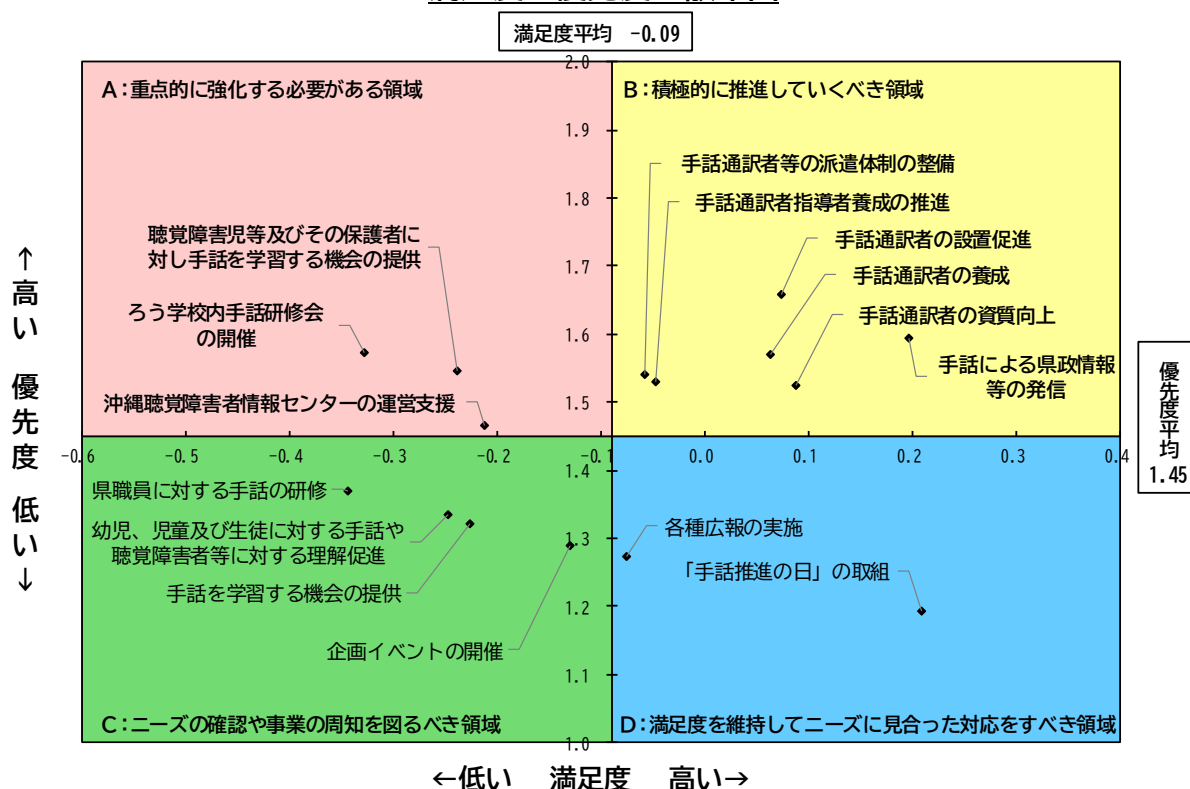
満足度と優先度の点数表

現状(満足度)		今後(優先度)	
とても満足している	2点	最優先すべき	2点
やや満足している	1点	やや優先すべき	1点
やや不満がある	-1点	優先度はやや低い	-1点
非常に不満がある	-2点	優先度は低い	-2点

【ポートフォリオ分析結果】

- ・満足度が低く、優先度が高い、領域A:重点的に強化する必要がある施策としては、以下の3施策があげられる。
 - ▶聴覚障害児等及びその保護者に対し手話を学習する機会の提供
 - ▶ろう学校内手話研修会の開催
 - ▶沖縄聴覚障害者情報センターの運営支援
- ・満足度が高く、優先度も高い、領域B:積極的に推進していくべき施策としては、以下の6施策があげられる。
 - ▶手話通訳者の養成
 - ▶手話通訳者の指導者養成の推進
 - ▶手話通訳者等の派遣体制の整備
 - ▶手話通訳者の資質向上
 - ▶手話通訳者の設置促進
 - ▶手話による県政情報等の発信

満足度と優先度の散布図



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

ろう者とうろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し、手話が意思疎通を行うために必要な言語であるとの認識の下に、手話の普及を図るものとし、ろう者とうろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現を推進していかなければならない。

2 施策推進の基本方針

基本理念の実現に向けた施策展開を図るため、以下の2つの基本方針を定め、市町村と連携し、ろう者及び手話の関係団体、学校等の協力を得ながら手話の普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

基 本 方 針

- (1) 手話や聴覚障害者等に対する理解促進
- (2) 手話を使用しやすい環境づくり

第4章 施策展開



1 手話や聴覚障害者等に対する理解促進

- ・手話は、日本語を手指や表情に変えて表現していると思われがちであるため、手話が独自の語彙や文法体系をもっている言語ということを周知していく必要があります。
- ・聴覚障害者、難聴者、中途失聴者等のコミュニケーション方法には手話、筆談、口話など様々な方法があり、多くの聴覚障害者等は話す相手や場面によって使い分ける傾向があります。
- ・聴覚障害は、外見上分かりにくい障害であり、まわりの人から障害があることを気づきかれにくい側面があります。

(1) 県民が、手話や聴覚障害者等に対する理解を深め、役割を十分に果たすことができるよう啓発を図るとともに、手話を普及する取組の推進に努めます。

①「手話推進の日（毎月第3水曜日）」の取組

ア 県手話言語条例第9条の規定に基づき、毎月第3水曜日の手話推進の日に、県民の手話に対する関心と理解を深める取組を行います。

イ 県民の自主的な活動を誘引するため、手話推進の日に対する認知度の向上に向けた取組を行います。

<所管：子ども生活福祉部障害福祉課>（計画期間：3年間）

区分	R 6	R 7	R 8
県民の手話に対する関心と理解を深める取組	県ホームページを通じて簡単な手話表現を紹介する取組等の実施		
「手話推進の日」認知度向上に向けた取組	認知度向上に向けた取組の検討・実施		



②各種広報の実施、企画イベントの開催

ア 条例の解説、簡単な手話表現等を掲載したパンフレット等印刷物の作成・配布、テレビ・新聞など各種広報媒体の活用により、手話を普及させるための効果的な広報に取り組みます。

イ 手話や要約筆記など、様々な聴覚障害者等とのコミュニケーション方法に触れ、聴覚障害者等と交流することができる普及啓発イベントの開催に取り組みます。

ウ 令和6年4月1日から施行される「改正障害者差別解消法」に基づき、県内事業者における合理的配慮についてのパンフレット等印刷物の作成・配布、イベント等による普及・啓発を図ります。

<所管：子ども生活福祉部障害福祉課> （計画期間：3年間）

区分	R 6	R 7	R 8
手話の普及や、聴覚障害者等に対する理解を促進する広報活動の実施	効果的な広報活動の検討・実施		
手話の普及や、聴覚障害者等に対する理解を促進する企画イベントの開催	効果的な普及啓発イベントの企画・開催		
県内事業者における合理的配慮の普及・啓発	合理的配慮についてのパンフレット等印刷物の作成・配布、イベント等による普及・啓発		

③手話を学習する機会の提供

ア 県民(手話初心者)向け手話講座を開催し、多くの県民に対して手話を学習する機会を提供します。

イ 地域で継続して手話を学ぶとともに、聴覚障害者等と交流することができる機会等を提供していくため、県内各地域における手話サークル活動状況を県ホームページに掲載します。

<所管：子ども生活福祉部障害福祉課> （計画期間：3年間）

区分	R 6	R 7	R 8
県民向け手話講座の開催	講座の企画・開催		
県ホームページへ、県内手話サークル活動状況の掲載	活動状況の掲載		

④県職員に対する聴覚障害への理解促進

県機関において、合理的配慮や手話言語条例に関する研修を開催します。

<所管：子ども生活福祉部障害福祉課> （計画期間：3年間）

区分	R 6	R 7	R 8
県職員向け研修の開催	合理的配慮や手話言語条例に関する研修		

(2) 学校教育における手話の普及のための取組への支援に努めます。

①幼児、児童及び生徒に対する手話や聴覚障害者等に対する理解促進

県内小中学校、高等学校及び特別支援学校等へ、条例普及啓発パンフレット配布や教育活動の中で手話を活用している学校の取組の紹介等をとおして、手話や聴覚障害者等に対する理解促進を図ります。

<所管：教育庁県立学校教育課、義務教育課> （計画期間：3年間）

区分	R 6	R 7	R 8
県内学校への普及啓発活動	普及啓発パンフレット配布、学校の取組紹介等		

②聴覚障害児等及びその保護者に対し手話を学習する機会の提供

校内外の専門家や関係機関と連携し、聴覚障害児等及びその保護者に対し、手話を学習する機会を提供します。

<所管：教育庁県立学校教育課> （計画期間：3年間）

区分	R 6	R 7	R 8
保護者手話講習会等の実施	講習会の企画・開催		



2 手話を使用しやすい環境づくり

- ・日常生活の様々な場面で手話が使いやすくなるよう、環境整備に取り組む必要があります。
- ・登録手話通訳者等の不足により、聴覚障害者等が手話通訳者等派遣事業を常にご利用できる状況に達していないため、手話通訳者の増加を促す取組が必要です。
- ・医療機関への受診等、様々な場面通訳に対応できる一定の技術水準をもった手話通訳者を確保する必要があります。

(1) 市町村と連携し、計画的に手話通訳者の養成及び資質向上を図るとともに、手話通訳者の設置促進及び派遣体制の整備に努めます。

①手話通訳者の養成及び資質向上

ア 手話通訳者の養成

市町村が養成した手話奉仕員等を対象に「手話通訳者養成研修」を開催し、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成します。

イ 手話通訳者の資質向上

登録手話通訳者等を対象に、手話通訳士の資格取得に向けた「手話通訳士養成ステップアップ研修」を開催し、手話通訳士資格取得を促進します。

また、「手話通訳者現任研修」を開催し、様々な通訳ニーズに対応できる手話通訳者を養成します。

ウ 手話通訳者指導者養成の推進

手話通訳者養成研修の拡充を図るため、全国手話研修センター等が実施する指導者養成研修等への派遣を推進し、手話通訳者指導者の養成を推進します。

<所管：子ども生活福祉部障害福祉課> (計画期間：3年間)

区分	R 6	R 7	R 8
手話通訳者の養成	手話通訳者養成研修の開催		
手話通訳者の資質向上	手話通訳士養成ステップアップ研修等の開催		
手話通訳者指導者養成の推進	手話通訳者養成担当講師連続講座等へ派遣の推進		

【参考】県聴覚障害者等施策関係事業実施状況

区分	R2	R3	R4
手話通訳者・要約筆記者養成 研修事業 (上段:修了者数(手話) 下段:修了者数(要約))	32 人 7 人	23 人 13 人	25 人 3 人
盲ろう者向け通訳・介助員養成 研修事業 (修了者数)	0 人	11 人	6 人
手話通訳士養成ステップアップ 研修事業 (延べ受講者数)	103 人	6 人	53 人
手話通訳者現任研修事業 (延べ受講者数)	63 人	50 人	91 人
要約筆記者指導者養成研修事 業 (修了者数)	1 人	6 人	2 人
手話通訳者・要約筆記者派遣 事業 (上段:延べ派遣回数(手話) 下段:延べ派遣回数(要約))	17 回 2 回	16 回 1 回	15 回 1 回
盲ろう者向け通訳・介助員派遣 事業 (延べ派遣回数)	507 回	488 回	860 回
手話通訳者設置事業 (設置人数)	1 人	1 人	1 人
字幕入り映像ライブラリー作品 制作・頒布事業 (制作作品数)	44 作品	58 作品	31 作品
軽度・中等度難聴児補聴器購 入費助成事業 (上段:補助市町村数 中段:助成人数、下段:台数)	21 市町村 83 人 190 台	19 市町村 94 人 158 台	19 市町村 93 人 139 台

②手話通訳者の設置促進及び派遣体制の整備

ア 手話通訳者設置に向けた取組の支援

市町村に対して、手話通訳者設置に向けた具体的な取組（事例）を情報共有し、手話通訳者設置を促進します。

イ 手話通訳者等派遣事業における実施体制の整備

・沖縄県意思疎通支援事業運営委員会の開催

聴覚障害当事者団体、意思疎通支援者関係団体等と密接に連携を保ち、円滑かつ効果的に派遣事業が実施されるようにするため、沖縄県意思疎通支援運営委員会を開催します。

・沖縄県意思疎通支援担当者連絡会の開催

各市町村における意思疎通支援事業（手話通訳者等の養成・派遣・設置）の課題、事例の共有、連携の強化を図るため、担当者による連絡会を開催します。

・遠隔手話サービスの運営

感染症の拡大防止や災害時、また離島地域等の手話通訳者の確保が難しい地域において、意思疎通支援が行えるよう、遠隔手話サービスの運営を行います。

<所管：子ども生活福祉部障害福祉課> （計画期間：3年間）

区分	R 6	R 7	R 8
手話通訳者設置に向けた取組の支援	市町村に対して具体的な取組（事例）の情報共有等		
手話通訳者等派遣事業における実施体制の整備	意思疎通支援事業運営委員会の開催		
	意思疎通支援担当者連絡会の開催		
	遠隔手話サービスの運営		

【参考】市町村意思疎通支援事業等実施状況

区分	R2	R3	R4
手話通訳者派遣事業 (延べ派遣回数)	4,188 回	4,949 回	4,844 回
要約筆記者派遣事業 (延べ派遣回数)	78 回	96 回	115 回
手話通訳者設置事業 (上段:設置市町村数 下段:設置人数(県内合計))	16 市町村 25 人	15 市町村 23 人	15 市町村 22 人
手話奉仕員養成研修事業 (延べ修了者数)	71 人	27 人	149 人

(2) 沖縄ろう学校教職員の手話に関する技術の向上に努めます。

①ろう学校内手話研修会の開催

手話に関する研修の推進とあわせて、ろう学校教職員の聴覚障害理解と指導力の向上を図ります。

<所管：教育庁県立学校教育課> （計画期間：3年間）

区分	R 6	R 7	R 8
校内手話研修会の開催	研修会の企画・開催		



(3) 手話による情報発信に努めます。

①沖縄聴覚障害者情報センターの運営支援

平成 24 年 4 月、身体障害者福祉法に基づく聴覚障害者情報提供施設として「沖縄聴覚障害者情報センター」が開設されたことから、当該施設の運営を支援し、聴覚障害者の福祉の増進を図ります。

〔施設概要〕

所在地：那覇市首里（沖縄県総合福祉センター内）

運営者：一般社団法人沖縄県聴覚障害者協会

<所管：子ども生活福祉部障害福祉課> （計画期間：3 年間）

区分	R 6	R 7	R 8
沖縄聴覚障害者情報センターの運営支援	運営の支援		

【参考】聴覚障害者情報センター事業実施状況

区分	R2	R3	R4
聴覚障害者等相談支援 (上段:年間延べ相談件数 下段:年間延べ相談人数)	238 件 109 人	119 件 136 人	38 件 57 人
字幕入り映像ライブラリーの閲覧・貸出 (上段:年間貸出件数 下段:年間閲覧件数)	44 件 35 件	12 件 0 件	9 件 1 件
情報機器の貸出 (年間貸出件数)	1,047 件	1,328 件	1,904 件
動画による情報提供	沖縄聴覚障害者情報センターホームページ上で、毎月のトピックス・お知らせ等を、手話・字幕・写真等を挿入した動画で配信しています。 		
文化芸術講座の開催 (年間講座開催数)	0 回	2 回	1 回
情報ネットワークによる構築	日常生活の情報を入手しにくい聴覚障害者に対し、地震や津波等の災害時の情報を瞬時に提供するため、災害時のネットワークを構築しています。 離島地域の聴覚障害者に対し、日常生活・災害時における相談支援や、映像通信機器等の利用による学習会・研修会を開催しています。		

②手話による県政情報等の発信

県政情報の広報番組「うまんちゅひろば」、知事会見に手話通訳者を配置し、手話による情報発信に取り組みます。

<所管：知事公室広報課> （計画期間：３年間）

区分	R 6	R 7	R 8
県政広報番組「うまんちゅひろば」への手話通訳者の配置	手話通訳者の配置		
知事会見への手話通訳者の配置	手話通訳者の配置		

③ＩＣＴ技術を活用した情報提供の推進

国におけるデジタル社会実現に向けた取組を踏まえ、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報提供の推進を図るとともに、情報のバリアフリー化の推進に努めます。

<所管：子ども生活福祉部障害福祉課> （計画期間：３年間）

区分	R 6	R 7	R 8
県ホームページ等へのＩＣＴ技術活用情報の掲載	ＩＣＴ技術活用情報の掲載		

④災害時等における適切な情報伝達体制の整備促進

沖縄県意思疎通支援者連絡会等を活用して、市町村に対して、災害時等における聴覚障害者等への情報伝達方法等の課題や取組（事例）の情報共有等を行い、適切な情報伝達体制の整備促進を図ります。

<所管：子ども生活福祉部障害福祉課> （計画期間：３年間）

区分	R 6	R 7	R 8
災害時等における適切な情報伝達体制の整備促進	市町村における課題や取組（事例）の情報共有等		

第5章 数値目標

今後、手話の普及に関する施策推進により、目標とすべき数値を示します。

区分	R4	→	R8
登録手話通訳者数 (累計)	102 人	+20 人	122 人
(目標値の考え方)	令和5年度から令和8年度の間に20人増やし、令和8年度末時点で、累計122人の登録を目標とする。 ○ 全国手話通訳者統一試験の県内合格者数の令和2年度から令和4年度の平均値は5人となっているため、登録手話通訳者を毎年度5人登録することを目標とする。 ○ アンケート調査をもとに、手話を使い生活を営むろう者の利用希望日数を推計 (令和5年度アンケート調査425人) ・年間利用希望日数 11,197 日 ・手話通訳者 1 人あたりの年間活動日数を240日とする。 $11,197 \text{ 日} \div 240 \text{ 日} \div 46 \text{ 人}$ 令和5年度アンケート調査をもとに、算出したろう者の年間利用希望日数および手話通訳者1人あたりの年間活動日数は、実態と相違がある可能性があることから、今回の目標値の設定には、引用しない。今後、実態把握について努める必要がある。		
手話通訳者養成研修 修了者数	25 人	-	26 人
(目標値の考え方)	手話通訳者養成研修の修了者数の令和2年度から令和4年度の平均値は、26人のため、毎年度26人の修了者の輩出を目標とする。		
手話通訳士養成ステ ップアップ研修 受講 者数	7 人	-	6 人
(目標値の考え方)	受講者数の令和2年度から令和4年度の平均値は、6人のため、毎年度6人の登録手話通訳者が受講できるよう研修の受講促進を図る。		
手話通訳者現任研修 受講者数	58 人	-	57 人
(目標値の考え方)	受講者数の令和2年度から令和4年度の平均値は、57人のため、毎年度57人の登録手話通訳者が受講できるよう研修の受講促進を図る。		

第6章 各施策の取組工程

手話の普及に関する施策を進めていくに当たって、各施策の段階・順序を示します。

施策体系	所管	第3期計画ロードマップ		
		R6	R7	R8
1 手話や聴覚障害者等に対する理解促進				
(1) 県民が、手話や聴覚障害者等に対する理解を深め、役割を十分に果たすことができるよう啓発を図るとともに、手話を普及する取組の推進に努めます。				
①「手話推進の日(毎月第3木曜日)」の取組				
・県民の手話に対する関心と理解を深める取組	子ども生活福祉部 障害福祉課	県ホームページを通じて簡単な手話表現を紹介する取組等の実施		
・「手話推進の日」認知度向上に向けた取組	子ども生活福祉部 障害福祉課	認知度向上に向けた取組の検討・実施		
②各種広報の実施、企画イベントの開催				
・手話の普及や、聴覚障害者等に対する理解を促進する広報活動の実施	子ども生活福祉部 障害福祉課	効果的な広報活動の検討・実施		
・手話の普及や、聴覚障害者等に対する理解を促進する企画イベントの開催	子ども生活福祉部 障害福祉課	効果的な普及啓発イベントの企画・開催		
・県内事業者における合理的配慮の普及・啓発	子ども生活福祉部 障害福祉課	合理的配慮についてのパンフレット等印刷物の作成・配布、イベント等による普及・啓発		
③手話を学習する機会の提供				
・県民向け手話講座の開催	子ども生活福祉部 障害福祉課	講座の企画・開催		
・県ホームページへ、県内手話サークル活動状況の掲載	子ども生活福祉部 障害福祉課	活動状況の掲載		
④県職員に対する聴覚障害への理解促進				
・県職員向け研修の開催	子ども生活福祉部 障害福祉課	合理的配慮や手話言語条例に関する研修		
(2) 学校教育における手話の普及のための取組への支援に努めます。				
①幼児、児童及び生徒に対する手話や聴覚障害者等に対する理解促進				
・県内学校への普及啓発活動	教育庁 県立学校教育課 義務教育課	普及啓発パンフレット配布、学校の取組紹介等		
②聴覚障害等及びその保護者に対し手話を学習する機会の提供				
・保護者手話講習会等の実施	教育庁 県立学校教育課	講習会の企画・開催		

施策体系	所管	第3期計画ロードマップ		
		R6	R7	R8
2 手話を使用しやすい環境づくり				
(1)市町村と連携し、計画的に手話通訳者の養成及び資質向上を図るとともに、手話通訳者の設置促進及び派遣体制の整備に努めます。				
①手話通訳者の養成及び資質向上				
・手話通訳者の養成	子ども生活福祉部 障害福祉課	手話通訳者養成研修の開催		
・手話通訳者の資質向上	子ども生活福祉部 障害福祉課	手話通訳士養成ステップアップ研修等の開催		
・手話通訳者指導者養成の推進	子ども生活福祉部 障害福祉課	手話通訳者養成担当講師連続講座等へ派遣の推進		
②手話通訳者の設置促進及び派遣体制の整備				
・手話通訳者設置に向けた取組の支援	子ども生活福祉部 障害福祉課	市町村に対して具体的な取組(事例)の情報共有等		
・手話通訳者等派遣事業における実施体制の整備	子ども生活福祉部 障害福祉課	意思疎通支援事業運営委員会の開催		
		意思疎通支援担当者連絡会の開催		
		遠隔手話サービスの運営		
(2)沖縄ろう学校教職員の手話に関する技術の向上に努めます。				
①ろう学校内手話研修会の開催				
・校内手話研修会の開催	教育庁 県立学校教育課	研修会の企画・開催		
(3)手話による情報発信に努めます。				
①沖縄聴覚障害者情報センターの運営支援				
・沖縄聴覚障害者情報センターの運営支援	子ども生活福祉部 障害福祉課	運営の支援		
②手話による県政情報等の発信				
・県政広報番組「うまんちゅひろば」への手話通訳者の配置	知事公室 広報課	手話通訳者の配置		
・知事会見への手話通訳者の配置	知事公室 広報課	手話通訳者の配置		
③ICT技術を活用した情報提供の推進				
・県ホームページ等へのICT技術活用情報の掲載	子ども生活福祉部 障害福祉課	ICT技術活用情報の掲載		
④災害時等における適切な情報伝達性の整備推進				
・災害時等における適切な情報伝達体制の整備促進	子ども生活福祉部 障害福祉課	市町村における課題や取組(事例)の情報共有等		

第7章 資料編

1 沖縄県手話言語条例

(前文)

手話は、手指の動きや表情などを用いる独自の語彙及び文法体系を有し、ろう者とうろう者以外の者が、意思疎通を行うために必要な言語である。我が国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。しかし、昭和8年にはこれと相反する発音訓練を中心とする口話法の導入により、ろう学校での手話の使用が事実上困難となった。沖縄県のろう学校においては、昭和13年頃までは手話が用いられていたが、昭和14年頃からは口話指導が始められた。沖縄県におけるろう者を取り巻く環境は、沖縄戦による沖縄県立盲聾（ろう）啞

（あ）学校の焼失や米国統治及び日本復帰など大きく変遷した。そうした中、米国で風しんが流行し、半年遅れに当たる昭和39年から40年にかけて沖縄全域で風しんが流行した。琉球政府の要請を受けて昭和44年に行われた日本政府派遣検診班の検診報告書によると、339名の聴覚障害児の出生が明らかになった。

その後、平成18年に国際連合総会において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記された障害者の権利に関する条約が採択され、平成26年に我が国も批准した。

また、平成23年に改正された障害者基本法（昭和45年法律第84号）では手話が言語であることが規定されたものの、手話に対する歴史的な経緯もあって理解が浸透している状況とは言えない。

沖縄県では、平成25年に沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（平成25年沖縄県条例第64号）を制定し、障害のある人もない人も全ての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会の実現に取り組んでいる。

手話は、確保されるべき意思疎通手段の一つとしての言語であるとししっかりと認識し、手話を使い生活を営むろう者とうろう者以外の者が互いに理解し合える地域社会を構築するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が手指の動きや表情などを用いる独自の語彙及び文法体系を有し、ろう者とうろう者以外の者が意思疎通を行うために必要な言語 20 であることに鑑み、手話に対する理解の促進、手話を使用しやすい環境づくり、これらの手話の普及（以下「手話の普及」という。）に関し、基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、手話の普及に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もってろう者とうろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 ろう者とうろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し、手話が意思疎

通を行うために必要な言語であるとの認識の下に、手話の普及を図るものとする。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、手話ができる者の協力を得て、手話の普及に関する施策の推進に努めるものとする。

2 は、市町村と連携し、手話を学ぶ機会の提供、手話通訳者の養成その他の手話の普及に関する施策の推進に努めるものとする。

3 は、学校教育における手話の普及のための取組への支援に努めるものとする。

(県民の役割)

第4条 県民は、手話に対する理解を深めるとともに、手話の普及に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(ろう者等による普及)

第5条 ろう者及び手話の関係団体は、手話の普及に関する施策に協力するとともに、自主的に手話の普及啓発を行うよう努めるものとする。

(学校における取組)

第6条 ろうである幼児、児童及び生徒（以下「ろう児等」という。）が通学する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、大学を除く。）の設置者は、ろう児等及びその保護者に対し手話に関する学習の機会を提供するとともに、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(手話推進計画)

第7条 県は、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、計画を策定し、これを実施しなければならない。

(協議会の設置)

第8条 前条に規定する計画の策定又は変更に関する事項について、知事の諮問に応じ調査審議するため、沖縄県手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、ろう者、手話に関係する者、学識経験のある者及びその他適当と認められる者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残期間とする。

5 委員は再任されることができる。

6 前各項で定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(手話推進の日)

第9条 県民の手話に対する関心と理解を深めるため、手話推進の日を定める。

2 手話推進の日は、毎月第3水曜日とする。

(財政上の措置)

第 10 条 県は、手話の普及に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

2 沖縄県手話施策推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県手話言語条例（平成28年沖縄県条例第19号）第8条第6項の規定に基づき、沖縄県手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第4条 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、子ども生活福祉部障害福祉課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

3 沖縄県手話施策推進協議会委員名簿

区分	所属等	氏名	備考
ろう者、手話の関係者	一般社団法人沖縄県聴覚障害者協会会長	城間 枝利子	
	沖縄聴覚障害者情報センター施設長	森田 清人	新規
	社会福祉法人沖縄県身体障害者福祉協会事務員	鈴木 ヒロミ	
	沖縄盲ろう者友の会会長	外間 孝子	
	沖縄県聴覚障害児を持つ親の会会長	野原 朝哉	新規
	沖縄県手話通訳問題研究会会長	石川 陽子	
	手話サークルはごろも、手話サークルパズル	神田 朋子	新規
	沖縄県立沖縄ろう学校校長	大城 麻紀子	新規
学識経験者	明星大学通信教育部沖縄学習センター非常勤講師	真謝 孝	新規
その他	那覇市福祉部障がい福祉課課長	泉 隆志	新規
	宜野湾市福祉推進部障がい福祉課課長	島袋 尚	新規
	那覇市立真和志小学校校長	徳門 敦子	新規
	一般社団法人campus代表理事	北村 敢	

(任期) 令和5年11月20日～令和7年11月19日

4 手話推進計画策定の経過

本計画の策定に当たっては、ろう者に関するアンケート調査結果やパブリックコメントで得られた意見等を参考にし、沖縄県手話施策推進協議会において、計2回にわたる議論を行い、計画内容の検討を行いました。

年度	月	内容等
令和5年度	7～10月	第3期沖縄県手話推進計画（素案）作成 手話を使い生活を営むろう者の生活状況等に関する調査
	11月	令和5年度第1回沖縄県手話施策推進協議会開催 ・委嘱状の交付（補充委員） ・第3期沖縄県手話推進計画（素案）について諮問・調査審議
	12～1月	第3期沖縄県手話推進計画（案）に関するパブリックコメント実施
	2月	令和5年度第2回沖縄県手話施策推進協議会開催 ・第3期沖縄県手話推進計画（案）について調査審議
	3月	沖縄県手話施策推進協議会 ・第3期沖縄県手話推進計画（案）に係る答申
		第3期沖縄県手話推進計画の策定

5 用語解説

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める身体上障害がある人に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する手帳。

参考（障害の種類）

- ・ 視覚障害
- ・ 聴覚又は平衡機能の障害
- ・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- ・ 肢体不自由
- ・ 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害
- ・ ぼうこう又は直腸の機能の障害
- ・ 小腸の機能の障害
- ・ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
- ・ 肝臓の機能の障害

聴覚障害者

聴覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた人。

参考（聴覚障害等級）

聴覚2級 両耳の聴力レベルがそれぞれ 100dB 以上のもの
(両耳全ろう)

聴覚3級 両耳の聴力レベルが 90dB 以上のもの
(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)

聴覚4級 1. 両耳の聴力レベルが 80dB 以上のもの
(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの)
2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50%以下のもの

聴覚6級 1. 両耳の聴力レベルが 70dB 以上のもの
(40cm 以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの)
2. 一側耳の聴力レベルが 90dB 以上、他側耳の聴力レベルが 50dB 以上のもの

※音の大きさ 100dB：耳元での叫び声 80dB：大きな声での会話
 60dB：普通の話し声 40dB：静かな会話
 30dB：ささやき声

ろう者

手話を主として使い、生活を営む聴覚障害者等。

盲ろう者

視覚と聴覚に重複して障害がある人。重複して障害があるため、情報入手やコミュニケーション、移動などに様々な困難が生じる。

意思疎通支援者

意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する人。

（手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等）

手話

独自の語彙及び文法体系を有し、手指の動きや表情などを使って概念や意思を視覚的に表現する言語（視覚言語）。

また、手話には、盲ろう者が使用する触手話や弱視手話を含む。

参考

・触手話

手話に直接触れることで手話を読み取る。

・弱視手話

視力低下、視野狭窄など、視覚障害の状態に合わせ、話し手との距離や手話の動きを調整することで手話を読み取る。

合理的配慮

「障害者差別解消法」において、行政機関等及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指している。

参考

「障害者差別解消法」における「事業者」とは

商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービス等を反復継続する意思をもって行う者（個人事業主やボランティア活動をするグループなども「事業者」に入る）。

手話通訳者

手話を使って、ろう者とろう者以外の人の意思疎通を仲介する人。

参考

- ・手話通訳士

厚生労働大臣が認定した「社会福祉法人聴力障害者情報文化センター」が実施する手話通訳技能認定試験に合格し、「手話通訳士」として登録された人。

- ・手話通訳者

都道府県、指定都市及び中核市が実施する手話通訳者養成課程修了者等で、手話通訳者全国統一試験に合格し、「手話通訳者」として登録された人。

- ・手話奉仕員

市町村及び都道府県で実施する手話奉仕員養成研修事業において「手話奉仕員」として登録された人。

要約筆記者

発言者の話を聞き、要約して文字として伝えることで、聴覚障害者等の意思疎通を仲介する人。主に、第一言語を手話としない中途失聴者・難聴者等の意思疎通を仲介する。

要約筆記の主な実施形態は、筆談要約筆記、ＯＨＰ（オーバーヘッドプロジェクター）要約筆記、ＯＨＣ（オーバーヘッドカメラ）要約筆記、パソコン要約筆記などがある。

盲ろう者向け通訳・介助員

手話、点字、音声等、様々な通訳技術を活用し、盲ろう者の意思疎通を仲介するとともに、移動介助を行う人。

地域生活支援事業

障害者等が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により、都道府県や市町村が主体となって実施する事業。

参考（事業の種類 R5.04.01 時点）

都道府県地域生活支援事業

[必須事業]

- ・ 専門性の高い相談支援事業
- ・ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
- ・ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
- ・ 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
- ・ 広域的な支援事業

[サービス・相談支援者、指導者育成事業]

[任意事業]

市町村地域生活支援事業

[必須事業]

- ・ 理解促進研修・啓発事業
- ・ 自発的活動支援事業
- ・ 相談支援事業
- ・ 成年後見制度利用支援事業
- ・ 成年後見制度法人後見支援事業
- ・ 意思疎通支援事業
- ・ 日常生活用具給付等事業
- ・ 手話奉仕員養成研修事業
- ・ 移動支援事業
- ・ 地域活動支援センター機能強化事業

[任意事業]

字幕入り映像ライブラリー

聴覚障害者等が無料で利用できる字幕付きまたは手話付き映像作品の貸出又は閲覧を行なう事業。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、補聴器購入費等に要する経費を助成する事業。

県機関

本計画においては、次の機関とする。

- 1 沖縄県行政組織規則（昭和 49 年 3 月 30 日規則第 18 号）で定める本庁機関、出先機関及び附属機関
- 2 沖縄県企業局組織規程（昭和 48 年 11 月 29 日企業局管理規程第 13 号）で定める本庁機関及び出先機関
- 3 沖縄県病院事業局組織規程（平成 18 年 3 月 31 日病院事業局管理規程第 5 号）で定める本庁機関及び出先機関
- 4 沖縄県議会事務局規程（昭和 47 年 5 月 15 日議会訓令第 1 号）で定める総務課、議事課及び政務調査課
- 5 次に掲げる各種委員会事務局等
 - (1)沖縄県教育庁
 - (2)沖縄県警察本部
 - (3)沖縄県監査委員事務局
 - (4)沖縄県人事委員会事務局
 - (5)沖縄県選挙管理委員会事務局
 - (6)沖縄県労働委員会事務局
 - (7)沖縄県収用委員会事務局

特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、または病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的として設置された学校。

身体障害者福祉法（昭和 24 年 12 月 26 日法律第 283 号）

身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、必要に応じて保護し、もつて身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とした法律。

沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（平成 25 年沖縄県条例第 64 号）

障害を理由とした様々な困難を余儀なくされている人々の状況に鑑み、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりに関し、基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の禁止等を定め、障害を理由とする差別等を解消するための支援等を総合的かつ計画的に推進することにより、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく社会の対等な構成員として安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与することを目的とした条例

第3期沖縄県手話推進計画

(令和6年度～令和8年度)

発 行 年／令和6年3月

編集・発行／沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

TEL 098-866-2190

FAX 098-866-6916

URL <https://www.pref.okinawa.lg.jp/>

